

兵庫県住宅再建共済制度 約 款

この約款は、兵庫県が実施する兵庫県住宅再建共済制度(以下「共済制度」といいます。)(個人又は法人を問いません。))。ただし、国、地方公共団体及び次に掲げる法人は、加入することができません。

第1章 共済制度への加入

加入資格

- 第1条 共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している者(個人又は法人を問いません。))。ただし、国、地方公共団体及び次に掲げる法人は、加入することができません。
 - 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)の規定により設立された地方住宅供給公社
 - 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - 前3号に掲げるもののほか、共済基金が別に定める公共的団体

加入の手続

- 第2条 新たな共済制度への加入(以下「新規加入」といいます。))の申込みは、加入申込書兼預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(以下「加入申込書」といいます。))に必要事項を記載のうえ、加入申込書を共済基金に提出して行うものとします。この場合、加入申込書が共済基金に到達した日を加入日とします。ただし、事故その他特別の事情により、到達した日を特定することができない場合は、消印日の翌日を加入日とします。
- 2 共済契約は、共済期間が満了する日の1か月前までに、加入者から書面により継続して加入しない旨の申出がない限り、引き続き共済期間についての加入(以下「継続加入」といいます。))の申込みがあったものとして、自動的に更新するものとします。
- 3 共済制度に3月に新規加入する場合には、新規加入と引き続き共済期間についての継続加入について、併せて申込みがあったものとします。
- 4 共済負担金は、加入者が指定した金融機関等(以下「指定金融機関」といいます。))を通じて、自動口座振替(都度局にあっては、自動払込。以下同じ。))により払い込むものとします。
- 5 共済負担金の自動口座振替日は、次に掲げる日とします。ただし、これらの日が指定金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日自動口座振替日となります。
 - 新規加入 加入日の属する月の翌月の27日
 - 継続加入 継続加入に係る共済期間の前日の3月27日。ただし、第3項の規定による継続加入については、加入の申込みをした日の翌月の27日
- 6 自動口座振替日に自動口座振替による払込みがなされなかったときは、自動口座振替日の翌月の27日(この日が指定金融機関の休業日に該当するときは、翌営業日)に再度、自動口座振替により払い込むものとします。
- 7 共済基金が別に定める場合については、第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、共済基金が別に定める方法により加入の申込みを行い、及び共済負担金を払い込むことができるものとします。

共済負担金

- 第3条 共済負担金は、住宅1戸につき、次に掲げる金額とします。
 - 新規加入 月額5,000円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額(その額が5,000円を超えるときは、5,000円とします。)
 - 継続加入 年額5,000円。ただし、共済制度に加入の申込みをする者の申出により、あらかじめ、次の表の左欄に掲げる連続する共済期間(1年に満たない共済期間を除く。))数分を一括して払い込むことができます。この場合において払い込む共済負担金の額は、同欄に掲げる共済期間数に応じた共済負担金の額から、それぞれ同数の右欄に掲げる割引額を減じて得た額とします。
- | 共済期間数 | 割引額 |
|-------|--------|
| 3 | 1,000円 |
| 5 | 2,000円 |
| 10 | 5,000円 |

共済期間

- 第4条 共済期間は、次のとおりとします。
 - 新規加入 加入日からその年度の3月31日まで
 - 継続加入 4月1日から翌年の3月31日まで

加入単位及び加入の対象となる住宅

- 第5条 共済制度は、1戸の住宅について1の加入ができるものとし、1戸の住宅について重複して加入することはできません。
- 2 共済制度の加入の対象となる住宅は、加入者が兵庫県の区域内に所有する人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分です。
- 3 前項の住宅は、一つの世帯が独立して生活を営むことができる構造を有している必要があり、一つの世帯が独立して生活を営むことができるか否かは、おおむね次に掲げる設備をすべて有しているか否かにより判断することとします。
 - 一つ以上の居住室
 - 専用(社宅、寮、寄宿舎、賃貸用共同住宅その他共同で居住する住宅)にあっては、共用を含みます。次号及び第4号において同じ。))の炊事用流し(台所)
 - 専用のトイレ
 - 専用の出入口

第2章 共済給付金

共済給付金の給付

- 第6条 加入に係る住宅(以下「対象住宅」といいます。))が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象を原因として、倒壊、損壊、流失、埋没又は焼失の被害を受け、その被害について、全壊、大規模半壊又は半壊の認定を

受けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、請求に基づき、それぞれ、同表の右欄に掲げる額の共済給付金を給付します。

(1) 対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入した場合(建築又は購入する住宅が兵庫県内の区域以外に所在する場合)	600万円 (300万円)
(2) 対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
(3) 対象住宅が大規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
(4) 対象住宅が半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
(5) 対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行って、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

- 2 共済給付金の給付を受けた後であっても、次条第1項の期間内に前項の表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、その区分に応じて同表の右欄に定める額から既に給付を受けた額を控除した額の共済給付金を給付するものとします。
- 3 加入者が自らの居住の用に供していない住宅(以下「賃貸住宅等」といいます。))である対象住宅が第1項に規定する自然現象により生ずる災害(以下「自然災害」といいます。))により被害を受けた場合における同項の表の(1)に規定する対象住宅に代わる住宅は、兵庫県の区域内において建築し、又は購入する賃貸住宅等とします。
- 4 第1項の全壊、大規模半壊又は半壊とは、政府の定める災害の被害認定基準(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)により、当該自然災害に関して市町においてなされる認定に基づくものとし、それぞれ次の表の右欄に掲げる被害の程度をいいます。

区 分	被害の程度
全 壊	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住宅の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、又は住宅の損壊が甚しく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のもので
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。))の補修を含む大規模な補修を行わなければならない程度のもので、具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもので、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が40%以上50%未満のもので
半 壊	住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住宅の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の20%以上50%未満のもので、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上40%未満のもので

共済給付金の請求期間等

- 第7条 共済給付金の請求は、自然災害が発生した日から5年以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に請求することができない場合にも、その理由を記載した書面による申出を行うことにより、この期限の経過後の請求が認められる場合があります。
- 2 共済給付金は、原則として、前条第1項の表の左欄のいずれかに該当することとなつた時から、請求することができるものとします。
- 3 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事を進行することを証する書類がある場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行う前に請求をし、共済給付金の一部の給付を受けることができます。
- 4 前項の場合に給付を受けることができるのは、共済給付金の2分の1の額を限度とし、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修がなされなかった場合には、その給付額の全額を返還していただきます。

共済給付金の請求手続

- 第8条 共済給付金の請求は、共済基金に、次に掲げる書類を提出して行うものとします。
 - 共済給付金請求書
 - 対象住宅の所有権を証する書類(対象住宅の登記事項証明書等)
 - 対象住宅について市町が発行した災害証明書の写し
 - 第6条第1項の表の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修をしたことを証する書類(登記事項証明書、検査済証、領収書等の写し)
 - 前条第3項による請求を行う場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事を進行することを証する書類の写し
 - その他共済基金が必要と認める書類

第3章 共済契約の解除等

共済契約の解除

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済基金は、加入者に催告することなく、共済契約を解除するものとします。
 - 第2条第6項の自動口座振替による共済負担金の払込みがなされなかったとき。
 - 加入者が、故意又は重大な過失により、虚偽の内容による加入の申込み、共済給付金の請求又は第12条若しくは第15条の規定による届出をしたとき。
 - 前項各号のいずれかに該当したため共済契約を解除した場合は、共済給付金は給付せず、既に共済給付金を給付していたときは、その給付金の全額を返還していただきます。
 - 共済契約を解除した場合は、既に払い込まれた共済負担金は、返還しません。
 - 共済契約の解除は、加入者に対する通知により行います。

共済契約の消滅

- 第10条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅するものとします。

- (1) 自然災害以外の原因により対象住宅が滅失し、又は第5条に規定する加入の対象となる住宅でなくなったとき。
- (2) 共済制度に加入した者が対象住宅の所有者でなくなったとき。
- (3) 第12条の規定により、加入者の地位が承継される場合は、共済契約は、消滅しないものとします。
- (4) 加入者は、第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、共済基金に届け出なければならないものとします。
- 4 共済契約が消滅した場合、既に払い込まれた共済負担金は、返還しません。

共済契約の無効

- 第11条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当するときは、無効となります。
 - 第1条第1項に規定する共済制度に加入することができる者以外の者が、加入の申込みをし、共済負担金を払い込んだとき。
 - 第5条に規定する加入の対象となる住宅以外の住宅について、加入の申込みをし、共済負担金を払い込んだとき。
 - 前項の場合において、加入の申込みをした者が故意又は重大な過失がないときは、払い込まれた共済負担金を返還するものとします。ただし、返還する共済負担金の額は、2次期間分を限度とします。

加入者の地位の承継

- 第12条 加入者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により対象住宅の所有権を承継した法人は、加入者の地位を承継するものとします。この場合には、加入者の地位を承継した者は、その旨を共済基金に届け出なければならないものとします。
- 2 対象住宅が譲渡された場合は、対象住宅の譲受人が、その対象住宅の譲渡人の同意を得たことを証する書面を、共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができます。

共済契約の解約

- 第13条 加入者は、共済制度からの脱退の日を記載した書面を共済基金に提出することにより、共済契約を解約することができます。
- 2 前項の場合において、共済契約は、書面に記載された脱退の日の翌日から、その効力発生の日とします。
- 3 共済契約を解約した場合は、既に払い込まれた共済負担金は返還しません。

第4章 その他

譲渡又は担保の禁止

- 第14条 加入者は、共済給付金の給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することができないものとします。

共済基金への届出が必要となる場合

- 第15条 加入者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、共済基金にその旨を書面により届出なければならないものとします。この届出がない場合には、共済給付金の給付を受けられないことがあります。
 - 自然災害により対象住宅が滅失したとき。
 - 加入者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - 自動口座振替に係る口座を変更したとき。
 - その他加入申込書の記載事項に変更があったとき。

通知の方法

- 第16条 共済基金は、共済契約に関する重要な事項については、加入申込書に記載されている住所に通知をします。加入者が、共済基金に対して氏名又は住所の変更の届出をしなかったために、共済基金からの通知を受領することができなかったとしても、共済基金が責を負うことはないものとします。この場合には、共済基金が通知を発送した日をもって効力が発生したものとします。

不服の申立て

- 第17条 共済給付金給付に係る共済基金の決定に不服がある者は、共済基金の決定があったことを知った日から60日以内に、書面で、共済基金に対して不服の申立てをすることができるとします。
- 2 共済基金は、不服の申立てがあったときは、不服の申立てを受けた日から60日以内、不服の申立てに対する決定をし、決定の内容を不服申立人へ通知します。なお、決定をする場合においては、共済基金は、不服審査委員会における審査を経るものとします。

この約款の解釈の基準

- 第18条 この約款は、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により自然災害による被害を受け、被災者の住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みである共済制度の趣旨に従い、解釈し、運用されなければならないものとします。

附 則

(施行期日)

この約款は、平成18年4月1日から施行します。ただし、第3条第2号に但し書きを加える改正規定は、同年10月1日から施行します。

この約款は、加入証書と一緒に大切に保管してください。

ご契約者の皆様へ

個人情報の取扱に関する事項

(利用目的)

加入者から収集した個人情報については、共済契約引受の判断、給付金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの研究・開発・充実を行うために利用させていただきます。個人情報取扱に関する詳細情報は、(財)兵庫県住宅再建共済基金のホームページまたは広報物をご覧ください。

(財)兵庫県住宅再建共済基金のホームページ

(http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html)

上記の約款をご理解のうえ、次の注意事項をよく読んで、ご記入ください。

- ①加入者は、**住宅所有者ご本人**のお名前をご記入ください。(法人の場合は法人名)加入者印の押印も**お忘れなく**。
 - ②現住所は、登記などの地番ではなく、住居表示の住所をご記入ください。(郵便番号もお忘れなく)
※現住所と住宅の所在地が同一場合は、所在地の記入は不要です。所在地欄は現住所以外の賃貸住宅などを所有している場合に記入ください。
 - ③住宅の用途は、自ら居住している場合は「1」、他に貸している賃貸住宅の場合は「2」、所有する賃貸住宅の1室に自らも居住している場合は「3」に○をつけ、それぞれ加入する戸数を記入ください。
 - ④住宅の形態で、例えば、2戸1住宅などの棟続きの建物は長屋建てに分類されますので、「2」の集合住宅に○をつけてください。
 - ⑤共有名義人は、例えば、夫婦で共有している場合は、「1」に○を付けてください。
 - ⑥共済負担金の支払方法をお選びください
 - ⑦預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書については、
 - 金融機関名・支店名のご記入にあたっては、**合併・統廃合等による名称変更にご注意ください。**
 - 金融機関などへの届出印の押印をお願いします。(鮮明に押印してください)
 - 法人の場合の口座名義人欄は代表者名等(フリガナ含む)の漏れのないようにご記入ください。
 - 預金種別も必ずどちらかに○印をつけてください。
 - 金融機関番号・店番号の記入は不要です。
- ※ご記入は、黒のボールペンなどをお願いします。鉛筆・サインペンは不可です。
※加入申込み後も約款は大切に保管してください。

共 済 給 付 金 を お 支 払 い す る と き

対象住宅が、市役所・町役場の交付する災害証明書で**半壊以上の被害認定を受け**、その住宅に代えて別の住宅を再建・購入した場合やその対象住宅を補修した場合などに共済給付金が支払われます。(共済給付金の詳しい内容については表紙の表を参照してください)

共 済 給 付 金 の 請 求 方 法

- 共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、被害を受けた住宅のある市役所・町役場の窓口を通じて共済基金に請求してください。
- 請求期間は自然災害が発生した日から原則 5年以内です。

★ フェニックス共済 Q&A

これ以外で不明な点がありましたら、お気軽に（財）兵庫県住宅再建共済基金にお問い合わせ下さい（☎078-362-9400）。ホームページにも詳細なQ&Aを掲載しています（<http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html>）

共済負担金額（掛け金）は？

- ☆加入初年度は月額5,000円に3月までの月数を乗じた額（上限5,000円）
（初年度負担金の例）
4月加入…5,000円 7月加入…5,000円×9ヶ月＝4,500円
- ☆2年目以降は月額5,000円です。
- ☆翌年度以降の共済負担金を3年以上まとめとお支払いの場合は、1,000～5,000円の割引があります（複数年一括支払割引）。

再建しないと給付金が出ないの？

- ☆自然災害で半壊以上の被害があった場合に、住宅を再建または購入すれば、600万円
住宅を補修すれば、被害の程度に応じて50～200万円、
再建・購入・補修をしない場合にも、10万円が給付されます。

被害認定はどのように行うの？

- ☆被災住宅の所在する市（区）町が、全国の統一基準をもとに被害認定を行います。全壊、大規模半壊、半壊の被害の程度は下表のとおりです。

	損壊部分の床面積の割合	経済的被害の割合
全壊	住宅全体の70%以上	住宅全体の50%以上
大規模半壊	〃 50～70%	〃 40～50%
半壊	〃 20～50%	〃 20～40%

マンションの加入のメリットは？

- ☆共用部分の補修を負担（修繕積立金での支払い含む）した場合にも、補修給付金を給付します。
- ☆被災マンションを出て、他の住宅を購入した場合にも再建等給付金を給付します。
- ☆賃貸住宅は、オーナーの方が加入できます。
- ☆所有されている住宅の戸数を上限として、何戸分加入するかを選べます。

賃貸住宅も加入できるの？

店舗併用住宅や、寺社に住居が併設されている場合は？

- ☆建物のうち、居住の用に供する部分について加入できます。

2世帯住宅や同一敷地内に複数の住宅がある場合はどうなるの？

- ☆各世帯（住宅）が、構造上分離された別の住宅である場合には、それぞれ1戸の住宅として加入できます（負担金もそれぞれ必要になります）。

1口しか加入できないの？

- ☆1住宅に対し、1口しか加入できません。

住宅を共有している場合はどうなるの？

- ☆1住宅に1口しか加入できませんので、共有名義人のうち1名が代表としてご加入下さい（申込書の「共有名義人の有無」欄で、「有」に○）。

相続した住宅の名義を書き換えていない場合や未登記の住宅はどうするの？

- ☆相続した住宅の名義を書き換えていない場合も、実質的な住宅の所有者であれば制度に加入できます。
- ☆共済給付金の請求時には、登記事項証明書に加え、加入者が相続人であることを証する資料を添付して下さい。
- ☆未登記の住宅についても、実質的な所有者であれば加入できます。共済給付金の請求時には、登記事項説明書に替えて、家屋固定資産税課税台帳や、補充課税台帳など、その所有者を確認できる書類の提出が必要になります。

加入日はいつ？

- ☆郵送の場合、申込書が共済基金に到達した日です。
- ☆郵便局の窓口で申込みの場合は、申込日が加入日です。
- ☆インターネット申込みの場合、お申し込みの翌日が加入日となります。（共済契約は加入日以降の自然災害が対象です）

共済負担金の支払日はいつ？

- ☆口座振替の場合は、申込書が共済基金に到着した日の翌月27日、クレジットカード支払の場合は、カード会社からの請求書記載の日（口座から引き落とされます）
- ☆毎年度支払を選ばれた場合の翌年度分のお支払いは、口座振替の場合は次の3月27日（3月加入の場合は4月27日）、クレジットカード支払の場合は4月以降にカード会社から請求があり、口座から引き落とされます。